

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律

(平成一三年一二月一二日法律第一五三号)(参)

一、提案理由(平成一三年一二月二七日・参議院厚生労働委員会)

委員以外の議員(清水嘉与子君) ただいま議題となりました保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党・保守党及び公明党を代表して、その趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、保健婦助産婦看護婦法に定める資格の名称について、女子と男子とで異なっていることを改め、その専門資格をあらわすのに適当な名称とする等の措置を講じるものであります。

すなわち、保健婦助産婦看護婦法に定められている資格のうち、その名称について、女子には「婦」を、男子には「士」を用いている資格につき、これを改め、「師」を用いて、それぞれ「保健師」、「看護師」及び「准看護師」とするとともに、これらにあわせて、助産婦につきましても、「助産師」とすることとしております。

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の趣旨及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成一三年一二月三日)

阿部正俊君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、保健婦助産婦看護婦法に定められている資格のうち、その名称が女子と男子とで異なっているものにつき、これを改め、それぞれ「保健師」、「看護師」及び「准看護師」とするとともに、これらにあわせて、「助産婦」を「助産師」とするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、名称変更の理由、男性による助産業務の是非及び教育養成課程の充実の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議(平成一三年一二月二九日)

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、出産に関するケアを受ける者の意向が尊重され、それぞれの者に合ったサービスの提供が行われるよう、必要な環境の整備に努めること。
- 二、助産師教育については、十分な出産介助実習が経験できるようにする等、その充実

に努めること。

三、保健師、助産師、看護師等の看護職員については、その職責と社会的使命の重大さにかんがみ、それぞれの職種が果たしている機能の充実強化に向けて、教育環境の改善、人員増等の施策を講ずること。

右決議する。

三、衆議院厚生労働委員長報告（平成一三年一二月六日）

鈴木俊一君 ただいま議題となりました保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、保健婦助産婦看護婦法に定める資格の名称について、女子と男子とで異なっていることを改め、その専門資格をあらわすのに適当な名称とする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、保健婦助産婦看護婦法に定められている資格のうち、その名称について、女子には「婦」を、男子には「士」を用いている資格につき、これを改め、それぞれ「保健師」、「看護師」及び「准看護師」とするとともに、「助産婦」を「助産師」に改めるものとする事、

第二に、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事

等であります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る十一月三十日本委員会に付託され、昨日参議院議員清水嘉与子君から提案理由の説明を聴取し、質疑を行った後、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一三年一二月五日）

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、出産に関するケアを受ける者の意向が尊重され、それぞれの者に合ったサービスの提供が行われるよう、情報提供の促進を含め必要な環境の整備に努めること。
- 二、助産師教育については、学校養成所指定規則に定める十分な出産介助実習が経験できるようにする等、その充実に努めること。
- 三、保健師、助産師、看護師等の看護職員については、その職責と社会的使命の重大さにかんがみ、それぞれの職種が果たしている機能の充実強化に向けて、教育環境の改善、人員増等の施策を講ずること。